求職活動等に関するルール

「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」防止のため、当院での面接に関するルールを次の通りといたします。

（禁止・基本方針）

１ 当院は、求職活動等において、当院の労働者が求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行うことを一切認めません。
２ 「求職活動等」とは、採用面接、就職説明会、インターンシップ、病院見学、実習等、求職者等の職業選択に資する活動をいいます。
３ 「求職者等」とは、当院の求人に応募した者、インターンシップ・実習参加者等をいいます。
４ 「セクシュアルハラスメント」とは、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により、その求職活動等が阻害され、看過できない程度の支障が生じることをいいます。
性的な質問、身体への不必要な接触、性的関係の要求、わいせつな画像・動画の提示等を含みます。

（行動規則）

① 面接日時：平日（月～土）の 9 時～17 時（夜間・深夜等の呼び出しはない）
② 面接会場：当院内の会議室を使用いたします。
③ 連絡手段：メールまたは電話連絡以外の手段は使用しません。(SNS 等での私的接触はいたしません）
④ 連絡担当：緊急性のあるものを除き、人事担当以外の職員は連絡しません。
⑤ 求職活動におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口は以下となります。

新所沢清和病院　ハラスメント相談窓口
メール：mail@hp-seiwa.org
電　話：04-2943-1101（平日 8：45～17：00）
※ご相談内容の秘密は、厳守いたします

（相談があった場合の対応）

(1) 当院は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、必要な範囲で関係者から事情を聴取します。
(2) 当院は、相談者・関係者のプライバシーを保護し、相談内容を業務上必要な範囲外に漏らしません。
(3) 当院は、セクシュアルハラスメントに該当すると認められる場合、行為者である労働者に対して就業規則等に基づき必要な措置を講じ、再発防止に努めます。
(4) 当院は、相談を行ったこと又は事実確認に協力し事実を述べたことを理由として、当該労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

2026 年 10 月 1 日